尾北民商ニュース
2026年
10月19日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

マルシェｄｅみんしょう！ 皆さんの力を!

民商らしいマルシェのために、実行委員会から皆さんにご協力をお願いします。

○要員　前日、当日朝の設営、交通誘導、終了後の片付けなどを手伝ってくれる人を募っています。一緒に汗をかいてください。

○資材　テント・長机などが、自宅や事務所に浮いているという方、お貸しください。

○車両運搬具　上記の資材やパイプ椅子を運ぶトラックなどの協力も求めています。
運転手としてのみの協力も大歓迎です。

○アルミ缶　マルシェ開催の運営費に充てる為、民商では今、アルミ缶を集めています。ご家庭で水洗いして事務所に持ってきてください。

みんなで良いマルシェにしましょう。

収受印廃止で業者に不利益の実例が発生！

最近廃業したＩさんから、小規模企業共済の共済金を請求したら書類不備で返ってきたと民商に相談がありました。

廃業した日時の分かるものとして、廃業届の控えと税務署のリーフレット（書類提出の日時が印刷されています）を提出しましたが、廃業年月日の証明にならないと、①税務署に提出した廃業届を開示請求した写し②県税事務所の収受印の押された廃業届③事業許認可を行う官公庁の廃業承認の書類のいずれか一つを求められました。

税務署は控えに収受印を押さない運用に切り替える前に、金融機関等に「これからは収受印の無い書類控えと提出日付のリーフレットを公式書類として扱う」よう説明したとしています。

しかし長年証明に使われてきた書類を奪われた結果、廃業時の退職金代わりに積み立てていた共済金が、その時になって受け取れないという、納税者が直接不利益を受ける事態が発生しました。

県は廃業事務所等廃止報告書の控えに収受印を押印

廃業事実の公的証明として、Ｉさんは県への書類提出を選びました。３つの中から最も迅速な手続きが期待できると考えたからです。

税務署に廃業届を提出する際に作成した控えの情報を基に、愛知県への廃業・事務所等廃止報告書を作成・提出して、収受印の押された控えを得ました。

この書類を小規模企業共済に届け、Ｉさんは無事に手続きを進めることが出来ました。

税務署・国税庁だけで行われた収受印廃止

2025年1月から、税務署・国税庁は控え書類に収受日付印を押さなくなりました。労働基準監督署や年金事務所、法務局といった国の機関では、現在も控え書類に収受印を押す運用を継続しています。市も県も同様です。

税務署が収受印を押さなくなったのも納税者の手元に残る控えだけで、署に提出された方の紙の書類には今もすべて収受印を押しています。納税者に収受印を提供できない理由が見つかりません。

紙の申告書提出者の待遇を悪くしたことは、納税者への電子申告移行の圧力となっています。

民商はこのような差別的取り扱いを改めさせるために、業者の立場からの運動を続けます。

「税務署」保有個人情報の開示請求

過去に税務署に提出した書類の写しを請求できる制度です。署内では紙の書類に収受印が押されています。手続きは郵送期間を除いて最大３０日かかり、不開示決定となる可能性もあります。

国税庁ＨＰでは、電子は「税務署へ提出した書類」とある一方、紙では「確定(修正)申告書・収支内訳書・青色申告決算書」が対象としています。

「愛知県」開業(廃業)事務所等設置(移転・廃止)報告書

・個人事業税の課税対象となる事業を開始・廃止した場合
・事務所等を設置、移転、廃止した場合
に県税事務所へ提出します。（一カ月以内）

事業所得金額が年間290万円を超えている状況から廃業した場合、県への廃業報告書を出さないと翌年に個人事業税の通知が来てしまうことがあります。